

Contents

1. 協議会設立の目的

目的	2
食品用器具、容器、包装と 食品衛生法	2

2. ポリ衛協の役割と事業

役割と事業	3
-------	---

3. 自主基準とは

自主基準制定の経緯	4
ポジティブリスト	5
ポジティブリストへの 掲載の考え方	5
衛生試験法	6

4. 確認証明書の交付および登録

確認証明書の交付	7
確認登録	7
自主基準適合マークの使用	8
検査制度	8

5. ポリ衛協の組織と運営

会員の種類	9
協議会の組織	9
入会と権利義務	9
入会の手続き	10



取扱い対象樹脂

ポリエチレン (PE)
ポリプロピレン (PP)
ポリスチレン (PS)
AS樹脂 (AS)
ABS樹脂 (ABS)
メタクリル樹脂 (PMMA)
ポリメチルペンテン (PMP)
ブタジエン樹脂 (BDR)
ナイロン (PA)
ポリブテン-1 (PB-1)
ポリエチレンテレフタレート (PET)
ポリカーボネート (PC)
ポリビニルアルコール (PVA)
ポリアセタール (POM)
ポリフェニレンエーテル (PPE)

ポリアクリロニトリル (PAN)
ふっ素樹脂 (FR)
ポリブチレンテレフタレート (PBT)
ポリメタクリルスチレン (MS)
ポリアリルサルホン (PASF)
ポリアリレート (PAR)
ヒドロキシ安息香酸ポリエステル (HBP)
ポリエーテルイミド (PEI)
ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレート (PCT)
ポリエチレンナフタレート (PEN)
ポリエステルカーボネート (PPC)
エチレン・テトラシクロドデセン・コポリマー (E/TD)
ポリ乳酸 (PLA)
ポリブチレンサクシネート (PBS)
エチレン・2-ノルボルネン樹脂 (E/NB)
(以上 30種)

おことわり

このパンフレットではその性格上記述の厳密性を多少犠牲にしてあります。

また、プラスチック製品として一度市場に出たものを回収して再びプラスチックの原料として再生したもの（以下「再生樹脂」という。）や再生樹脂を使用した器具および容器包装を対象としておりません。そのため、記述の一部にそれらのものに当てはまらない部分があります。それらのものを製造、加工、または取扱われる会員あるいは入会希望の方で、それらのものが協議会でどの様に取扱われるかについてご関心のある方は協議会事務局にご照会ください。